

第四十一条

何人も、次の表の上欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

		禁止区域		禁止期間		水産動物	
山国川	中津市金谷潮止えん堤上流端から下流二百二十メートルの間の区域	九月十日から十一月十日まで	あゆ				
	中津市本耶馬溪町曾木蕨野の滝右岸の大石より五度（磁針方位による。以下この表において同じ。）の線から下流五十メートルの間の区域	五月二十日から七月三十一日まで	あゆ				
中津市耶馬溪町大字戸原口の林五龍の滝左岸から上流五十メートル、下流百九十メートルの点からそれぞれ三百三十一度及び十度の線との間の区域	中津市三光土田うさぎ飛ぶち上の大岩（本岩）頂上から三百八度と下流うさぎ飛ぶち下の大石から二百九十八度の線との間の区域	周年	全ての水産動物				
	中津市本耶馬溪町曾木犬走り沈橋下流端から下流荒瀬井ぜき上流端の間の区域	周年	全ての水産動物				
中津市山国町槻木旧槻木小学校毛谷村分校北側の延長線上から合使橋までの間の区域	宇佐市大字川部字川部の標木から八十四度の線と同市大字江須賀字江島千七百七七番地の標木から百四十六度三十分の線との間の区域	六月一日から八月十日まで及び九月二十一日から十一月三十日まで	あゆ				
	宇佐市大字上押田字公原の標木から二百二十四度の線と下流同市大字上押田の押石からたか栖観音堂（屋上）見通し線との間の区域	周年	全ての水産動物				
津房川	宇佐市安心院町萱籠須崎の滝から須崎発電所放水口下流端までの間の区域	周年	全ての水産動物				
桂川	豊後高田市大字嶺崎堀田井ぜき上端から上流桑納橋の下流端の間の区域	周年	全ての水産動物				
大分川	由布市挾間町篠原篠原発電所放水口下流端から下流三百七十メートルの間の区域	周年	全ての水産動物				
	由布市庄内町櫟木篠原えん堤上端から下	周年	全ての水産動物				

中岳川	佐伯市宇目大字南田原字中岳正連寺ぶち ふち尻左岸石垣下流端から三百三十度三 十分の線と下流ジサぶち左岸石垣上流端 から四十二度の線との間の区域	五月二十日から十 一月三十日まで	あゆ
筑後川	日田市大字石井石井発電所放水口下流端 より百九十五度の線から上流八十メー トル、下流二百メートルの間の区域	周年	全ての水産動物
有田川	日田市大字有田字川原田若宮井ぜきの上 流端から上流百五十メートルの間の区域	周年	全ての水産動物
玖珠川	日田市天瀬町桜竹築瀬女子畑発電所玖珠 川取入口えん堤上流端から上流六十メー トル、下流百九十メートルの間の区域	周年	全ての水産動物
	玖珠郡玖珠町大字森片目ヶふち打落口か ら下流天神ふち水車ぜき上流端の間の区 域	周年	全ての水産動物
	玖珠郡玖珠町大字山浦魚返りの滝から上 流七十五メートル、下流七十五メートル の間の区域	周年	全ての水産動物
町田川	玖珠郡九重町大字町田潜石橋の上流端か ら上流こしき岩橋の下流端の間の区域	周年	全ての水産動物
川原川	日田市上津江町川原イデノふち南中山溪 流打出口下流端より百二十度の線から下 流二百メートルの間の区域	周年	全ての水産動物